

## 平成22年第3回農業委員会総会

平成22年3月23日午後4時00分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1.出席者

- |        |         |         |
|--------|---------|---------|
| 1.加藤孝一 | 9.小出幹夫  | 16.鈴木勝雄 |
| 2.吉野光輝 | 10.鵜澤敏  | 17.山本重文 |
| 3.鴨志田進 | 11.小川寛  | 18.三須裕司 |
| 4.中嶋則夫 | 12.落合健一 | 19.中田眞司 |
| 6.山本紀市 | 13.立崎義久 | 20.関口芳秀 |
| 7.森邦央  | 14.林和弘  | 21.関端旭  |
| 8.長澤恒幸 | 15.荻嶋勲  | 22.川野繁  |

### 2.欠席者

- 5.中川利夫

### 3.事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
副主幹	佐藤幸男	主事補	唯望

### 4.議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(知事許可)  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第5号 農用地利用集積計画の承認について  
議案第6号 平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について

### 5.その他

- 報告第1号 軽微な農地改良の届出について

藤崎事務局長

開会を宣す。

川野会長

平成22年第3回の総会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

暑さ寒さも彼岸までと言いますが、陽気は大変暖かくなってまいりましたけれども、何しろ天候が長続きしなくて、農作業に皆様、大変苦慮していると思いま

す。今日の総会に当たりまして、4時からとは言いながら、やはり午後になってそんなに仕事ができなくて、本当に大変なことだろうと思います。皆様におかれましては、いろいろな面で、捗らないというようなお話を聞いております。本日は本当にお忙しいところご苦労さまでございます。

今月の案件につきましては、農地法第3条、4条、5条本体で9件、農用地利用集積計画の承認7件、平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認、軽微な農地改良の届出1件、合わせまして総件数で18件が提出されております。提出された案件につきましては、慎重審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のあいさつにいたします。

ただいまの出席委員は21名です。委員定数の半数以上に達しておりますので、この総会は成立いたしました。

なお、中川委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

2月25日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査を実施いたしました。担当委員、鈴木部長、中川委員、小出委員でございます。

3月5日、金曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員、関端副会長、森委員、小川委員出席のもと実施いたしました。

3月9日、火曜日。午前9時30分から先月の総会で協議していただきました選挙委員定数の見直しにつきましての議会との協議を議会の議長室において行いました。川野会長、それから私が出席いたしました。

3月16日、火曜日。午後1時30分から部会の現地調査を実施いたしまして、担当委員、川野会長、三須部長、林副部長、鴨志田委員、山本重文委員、吉野委員出席のもと実施いたしました。

3月18日、木曜日。午後1時30分から面接調査を第1会議室で実施いたしまして、出席委員は川野会長、三須部長、林副部長、鴨志田委員、山本重文委員、立崎委員、吉野委員出席のもと実施いたしました。

以上でございます。

川野会長

次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号20番の関口委員、21番の関端委員をお願いいたします。

続きまして、議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について市許可分を議題とい

たします。

佐藤副主幹

番号1番について、事務局、説明願います。佐藤副主幹お願いいたします。

それでは、議案書の3ページをお開き願いたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について市許可分の番号1を説明いたします。

区分売買、所在四木字北四木、地目畑、面積10筆合計で1万4千574平方メートル。権利者事由につきましては、借入地の賃貸借契約の満了に伴い、土地所有者より返還を求められているため、代替地として当該申請地を取得し、引き続き農業経営をしたいということでございます。

義務者事由につきましては、後継者がいないため、農地を売却したいということでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、関端副会長、お願いいたします。

関端副会長

それでは、報告いたします。

議案第1号1番、農地法第3条の申請に関わる調査結果について報告をいたします。

まず、申請地の場所でございますが、市役所より南の方に約5キロメートルでございます。申請地の現況につきましては、農地としてきれいに耕作をされております。

次に、進入路でございますが、進入路は市道より直接入れます。市道は8メートル道路です。

次に、許可基準に適合するか否かについてですが、権利者及び所帯員が権利取得後、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請を含めてすべての農地について効率的に耕作するかという点でございますが、これはきちんとやるということでございます。

次に、権利者の所有している主な農機具でございますが、トラクター1台、小型耕運機1台、小型トラック1台です。

労働力は権利者及び所帯員2名でございます。

年間農作業の従事日数でございますが、権利者が360日、所帯員が100日ということでございます。

次に、技術力でございますが、この人は、ユリの切り花栽培を専門にやっている方だそうございまして、したがって、技術力はあります。

現在、所有している農地及び借入地について、効率的に耕作しておりまして、過去に農業経営規模を縮小させるような行為を行った事実もありません。

以上の内容から農作業に常時従事し、及び申請地を含めてすべての農地を効率

的に利用し、耕作されると認められます。

次に、権利取得後において農地の面積の合計50アールに達するかという点でございますが、今回、買い入れる農地というのが1万4千574平方メートル、1町4反5畝ぐらいあるということでございまして、現在借りている農地は返すそうですが、それでも十分問題はないと思います。

以上の点から見まして、本件は何ら問題はないものと考えますので、私の判断では許可相当であろうと、こういう結果でございます。

以上です。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(異議なしの声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。議案第1号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

続きまして、2番から4番までを議題といたします。

2番から4番につきましては、部会案件でございますので、農地部会第2班に担当していただきました。班長の林副部長から報告をお願いいたします。

林副部長

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について関連しておりますので、番号2番から4番まで一括で説明いたします。

番号2、区分賃貸借、所在八街字北夕日丘、地目畑、面積3筆合計で9千729.50平方メートル。権利者事由につきましては、農地を賃借し、新たに農業経営を行い、経営規模を拡大したいということで、農業生産法人化を目的とした新規の申請でございます。

義務者の事由につきましては、高齢のため経営規模を縮小し、役員をしている法人に貸し付けたいということでございます。

次に、番号3、区分賃貸借、所在八街字松林、地目畑、面積2筆合計で1万267平方メートル。権利者の事由は、番号2と同様です。

義務者の事由は、経営規模を縮小し、役員をしている法人に貸し付けたいということでございます。

次に、番号4、区分賃貸借、所在八街字北山、地目畑、面積2筆合計で1万2千538平方メートル。権利者事由といたしまして、番号2と同様でございます。

義務者の事由は、後継者がいないため、経営規模を縮小したいということでございます。

番号2番から番号4番までの申請につきましては、農業生産法人化を目的とした新規の申請でありましたので、部会案件となりました。

それでは、部会の調査結果について報告いたします。

当日の出席委員は、農地部会第2班と三須部長、川野会長、地区担当委員として吉野委員、事務局からは佐藤副主幹と麻生主任主事が出席いたしました。

権利者は代表取締役が出席し、義務者はすべて都合が悪いということで、欠席されました。義務者の代理人といたしまして申請代理人の方が出席いたしました。

まず最初に、権利者が農業生産法人として農地法第2条第3項に規定する要件を満たしているか否かについて報告いたします。

会社の形態は有限会社で、株式譲渡制限についても定款に記載されております。

事業目的は農業の経営及び農産物の生産、農産物の加工及び販売など、農業及び農業に関連する事業となっております。その他の事業は行わないということでございました。

この法人の主たる事業は、農業であると判断することができます。

次に、構成員についてでございますが、構成員は2名、1名は法人が行う農業に年間300日従事する者。1名は法人への農地提供者であります。

次に、業務執行権についてでございますが、役員5名のうち3名は法人の農業に関わる事業に年間150日以上従事し、そのうち2名は年間150日以上、農作業に従事するというところでございます。

以上のことから、農地法第2条第3項に規定する農業生産法人の要件はすべて満たしております。

次に、農地法第3条、申請関係について報告いたします。

農業生産法人化する理由及び当該農地を選定した理由でございますが、権利者はこれまで農産物の加工を主に事業を行ってききましたが、近隣の農家の方から農地を借りてほしいという要望があったため、当該農地を借用し、法人自ら農産物の生産を行い、会社の経営規模を拡大したいということでありました。

また、義務者の当該農地を貸す理由といたしまして、代理人より高齢や後継者がいないなどの理由とのことであります。

申請地の営農計画についてでございますが、会社からすべての申請地までの距離は500メートルから800メートルで、時間にして車でおよそ5分から8分ということで、すべて会社から近い農地であります。作付計画はショウガとゴボウということで、出荷先は市場や生協だということでございます。

次に、農地法第3条の許可基準に適合するか否かについてでございますが、権利者の主な農業機械等の所有状況でございますが、トラクター5台、管理機3台、トラック2トン車2台、その他の車両を合わせると合計9台を所有しているということでありまして、また、技術力もあります。

労働力は役員2名が年間150日以上従事し、常時雇用者が3名、臨時雇用者が10名ということでありまして、以上の内容から権利取得後に、耕作に必要な

な農作業に常時従事し、効率的に利用し、耕作されると判断することができます。

また、3件の申請農地面積の合計は、約325アールでございますので、下限面積の50アールに達しております。また、申請地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の設定はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はないと思われま

す。その他として、今後は雇用者を増やし、後継者がいない農家や高齢で農業ができない農家の方から農地を借用し、計画的に経営規模を拡大していきたいということでありました。

また、農地の貸し借りについては、正式な手続きをとって行うということでありました。

以上、調査を実施した結果、農地部会第2班といたしまして、農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしており、農業生産法人として要件もすべて満たしておりますので、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(異議なしの声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号2番から4番について、班長報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、2番から4番については、許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について知事許可分を議題といたします。

事務局、説明願います。佐藤副主幹、お願いいたします。

佐藤副主幹

それでは、議案書の4ページになります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について知事許可分をご説明いたします。

番号1、区分地役権、所在榎戸字六ッ塚台、地目宅地現況畑、面積2筆合計で18.37平方メートル。権利者事由につきましては、建築予定である建売分譲住宅3棟の排水のため、排水路を設置し、その排水路用地の権利を守るためということでございます。

義務者事由につきましては、権利者から要望があったためということでございます。よろしく願います。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

なお、この案件は議案第3号1番及び第4号1番に関連しておりますので、あ

わせて報告をお願いいたします。

1番、三須部長、お願いいたします。

三須部長

今、議長が言われたとおり、関連案件3件でございますので、主体の部分の5条の部分から最初に報告させていただきます。

議案第4号1番から調査報告いたします。

最初に立地基準ですが、場所は榎戸駅より北西方面に約2キロメートルに位置し、公道により進入路は確保されております。農地区分は第2種農地と判断しました。

代替性はないと思われます。

次に、一般基準は面積951平方メートル、建売分譲住宅3棟及び進入路用地ということで、面積は妥当です。資金は自己資金、小作人はおりません。

周辺農地の被害防除対策は、周囲はブロックで仕切り、土砂の流出を防止する。用水は井戸水。汚水・雑排水は小型合併浄化槽で処理した後、排水パイプよりU字溝により流出する。隣接農地所有者への説明状況は、説明を受けました、わかりましたということでした。

以上のことから、本案件は問題ないと思われます。

続いて、議案第2号1番の3条申請の調査報告をいたします。

3条の申請につきましては、建売分譲住宅の排水処理のために隣接している申請地に排水管を埋設し、その排水路用地の権利を守るために地役権を設定したいということで申請がありました。

内容としては、工事期間、約1週間、土かぶり70センチ、延長52.5メートル、塩ビ管を耕作に支障のない農地の隅に埋設し、工事完了後は農地に復元するという計画です。

周辺農地の営農に支障はないと思われます。

また、隣接している農地の所有者も承諾しておりますので、当該申請の地役権の設定については問題ないと思われます。

続いて、議案第3号1番の4条申請の調査報告をします。

本案件は、議案第2号1番で説明したとおり、地役権を設定したいということで、4条申請が発生したものでして、本来なら県からの通知で農地の形質を損なわない、軽度でごく短期間で終了する工事においては、一時転用の許可は必要ないと言われておりましたが、地役権を設定するため、この本申請が必要となった案件でして、特に問題はないと思われます。

以上です。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(異議なしの声あり)

川野会長 異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第2号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、1番につきましては、許可相当で決定いたします。  
続きまして、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在榎戸字六ッ塚台、地目畑、面積15平方メートル、目的排水路用地。転用の事由、自分の住宅排水及び周辺住宅の排水の流末として利用できるように、当該申請地に排水路を設置したい。

なお、本件につきましては、議案第2号1番及び議案第4号1番に関連しております。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりました。地元委員の調査報告は、先ほど報告済みですので、一般質疑をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

川野会長 異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第3号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、1番につきましては、許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番までを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在榎戸字六ッ塚台、地目畑、面積733平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積951平方メートル。転用目的、建売分譲住宅3棟及び通路用地。建売分譲住宅3棟建築販売。

なお、本件につきましては、議案第2号1番及び議案第3号1番に関連しております。

番号2、区分売買、所在四木字北四木、地目畑、面積827平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積992.28平方メートル。転用目的、資材置場用地。現在、工事中仮設資材の製造及び販売を主に営んでおり、申請地の隣接地に作業場及び資材置場を有しているが、経営規模の拡大により、手狭な状況であるため、

当該申請地を資材置場として拡張し、効率化を図りたい。

番号3、区分売買、所在沖字西沖、地目畑、面積163平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積269平方メートル。転用の目的、共同住宅及び進入路拡張用地。申請地に隣接している共同住宅を購入し、アパート経営を行う予定であるが、現在、敷地が手狭で利用者が不便しているため、当該申請地もあわせて購入し、敷地を拡張して利便性を図りたい。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

なお、1番につきましては、先ほど説明済みですので、2番、3番をお願いいたします。

2番について、関端副会長、お願いいたします。

関端副会長

それでは、議案第4号、農地法5条の規定による許可申請についての2番を報告いたします。

まず、所在でございますが、市役所の南、約5キロメートルのところにあります。現状の農地区分でございますが、第2種農地と判断をいたしました。

代替地の部分でございますが、代替地はございません。

次に、一般基準でございますが、計画面積の妥当性については適当であると思っております。

次に、資金でございますが、資金は自己資金でございます。

そのほか、これは実は状況を説明しますと、この権利者の会社が市道に付いたところにありまして、この土地は権利者の会社の資材置場の内側になっておりまして、したがって、入り口というものはないような状況になっております。かなり荒れていたんですが、この間、現地を見ましたら、一応、草を刈ってきれいにしてありました。周りは第3者の土地でございますので、事実上、ふくろ路といえますか、入り口のない土地ということでございます。したがって、権利者が資材置場として買うというのは、私は適当なことであると思っております。ほかの人が買って、この土地は中へ入れませんから、そういう点では権利者が資材置場として買うというのは、何ら問題はないと思っております。

次に、面積でございますが、面積の妥当性につきましても、問題はないと思っております。今、権利者の現状は、相当無理に重量鉄骨のようなものを積み上げてありまして、非常にどちらかというと、我々素人が見ますと、これは崩れたら大変だなというような状況になっております。ですので、資材置場としては何ら問題はないものと判断をいたしました。

以上です。

川野会長

続いて、3番、林委員、お願いいたします。

林委員

それでは、議案第4号3番について調査報告を申し上げます。

申請地は市役所より南へ約10キロメートル地点に位置しております。進入路は県道千葉川上八街線に沿っており、確保されております。

農地性といたしましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページのBに該当するため、第2種農地と判断いたしました。

なお、今回の目的が専用住宅建築ということですので、代替性はないと思われ  
ます。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですので、申請面積269平方メートル、面積妥当と思われ  
ます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはあり  
ません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、既に造成工事が終わっている土地に隣接しているため、農業用排水施設及び通風への影響はないものと思われ  
ます。雨水についても排水路が通っている市道に接しているため、問題ないと思われ  
ます。なお、この計画を隣接所有者に確認したところ、確かに説明を受け、納得し  
ているとのことでした。

よって、隣接農地の営農状況に支障を来すことはないと思われ  
ます。

なお、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思  
われ  
ます。

以上、調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。  
ご  
ざ  
い  
ま  
せ  
ん  
か。

(異議なしの声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第4号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手  
をお  
願  
い  
い  
た  
し  
ま  
す。

挙手全員でありますので、1番につきましては、許可相当で決定いたします。

次に、2番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお  
願  
い  
い  
た  
し  
ま  
す。

挙手全員でありますので、2番につきましては、許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願  
い  
い  
た  
し  
ま  
す。

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第5号、農用地利用集積計画の承認について1番から7番ま  
でを議題といたします。

佐藤副主幹

事務局、説明願います。佐藤副主幹、お願いいたします。

それでは、議案書7ページ、8ページになります。

議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。

番号1、所在八街字松ヶ久保、地目畑、面積2筆合計5千781平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借権、期間につきましては10年。こちらにつきましては新規でございます。

続きまして、番号2、所在八街字前原、地目畑、面積1千590平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借権、期間につきましては5年。こちらにつきましても新規でございます。

続きまして、番号3、所在八街字笹引、地目畑、面積1千575平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借権、期間につきましては9年9カ月。こちらにつきましても新規でございます。

続きまして、番号4、所在八街字笹引、地目畑、面積3千47平方メートルのうち2千平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借権、期間につきましては3年。なお、こちらにつきましては再設定でございます。

続きまして、番号5、所在吉倉字大山、地目畑、面積2筆合計で9千467平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借権、期間につきましては10年。こちらにつきましては再設定でございます。

続きまして、番号6、所在根古谷字上ノ台、地目畑、面積2筆合計で1千50平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借権、期間につきましては9年11カ月。こちらにつきましては再設定でございます。

続きまして、番号7、所在根古谷字作、地目畑、面積4筆合計で5千95平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借権、期間につきましては9年11カ月。こちらにつきましても再設定でございます。

以上です。よろしくお願いたします。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(異議なしの声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号1番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、1番につきましては、承認することに決定いたします。

次に、2番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、2番につきましては、承認することに決定いたしま

す。

次に、3番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、4番については、承認することに決定いたします。

次に、5番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、5番については、承認することに決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、6番につきましては、承認することに決定いたします。

次に、7番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、7番につきましては、承認することに決定いたします。

会議中ではございますが、ここで10分間の休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後4時40分

再開 午後4時50分

川野会長

それでは、会議を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案第6号、平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。佐藤副主幹、お願いいたします。

佐藤副主幹

それでは、議案書9ページになります。

議案第6号、平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認についてをご説明いたします。

平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を作成したので、承認を求めるということで、配付してあります別冊の資料をご参照いただきたいと思います。

それでは、別冊の22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の1ページから2ページをお願いします。

促進等の事務でございます。

1、認定農業者等の担い手の育成及び確保につきましては、それぞれ(1)で現状、課題及び平成23年度までの目標を記載してあります。

(2)では、平成22年度の目標及び活動計画案として記載いたしました。

(3)、(4)につきましては、地域の農業者等からの意見聴取をもとに作成する予定でございます。

なお、21年度において認定農業者が8名新規に認定されております。

続きまして、3ページから4ページをお願いします。

2、担い手への農地の利用集積、3、耕作放棄地の解消につきましては、それぞれ(1)で現状、課題及び平成23年度までの目標を記載してございます。

(2)では、平成22年度の目標及び活動計画案として記載しております。

(3)(4)につきましては、地域の農業者等からの意見聴取をもとに作成する予定でございます。

なお、21年度利用集積において利用権の新規設定でございますが、15ヘクタールございました。また、利用権の更新で9.1ヘクタールございました。

また、耕作放棄地の解消につきましては、18.6ヘクタール解消となっております。

続きまして、5ページから6ページをお願いします。

4、違反転用の適正な対応でございます。

(1)で違反転用の状況、(2)では平成22年度の目標及び活動計画案として記載いたしました。

(3)(4)につきましては、地域の農業者等からの意見聴取をもとに作成する予定でございます。

5、農地パトロール。6、農地情報の整備と共有化でございます。

(1)では、平成22年度の活動計画案として記載いたしました。

(2)(3)につきましては、地域の農業者等からの意見聴取をもとに作成する予定でございます。

22年度の目標及び達成に向けた活動計画(案)につきましては、現状及び課題等につきまして、21年度の状況をもとに作成してございます。

今後の予定につきましては、承認をいただいた後、意見をいただき、その意見を踏まえて案を修正しまして、5月の総会で修正案の承認をいただく。その後、国へ報告することになっております。どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

以上です。

川野会長

説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

何か質問ございませんか。

(なし)

川野会長

なければ、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお

願いいたします。

挙手全員でありますので、議案第6号については、承認することに決定いたします。

続きまして、その他に移ります。

報告第1号、軽微な農地改良の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第1号、軽微な農地改良の届出についてご説明いたします。

番号1、所在朝日字竹里、地目畑、面積2千662平方メートルのうち275.39平方メートル。目的、軽微な農地改良。

工事期間、平成22年3月25日から平成22年3月31日まで。

以上です。

川野会長

これは、事務局の説明をもって承諾願います。

以上で本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。

ご苦労さまでした。

藤崎事務局長

閉会を宣す。(午後5時00分)

議事録署名人

議 長

2 0 番

2 1 番